

## 第3章 後方支援活動シナリオ

### 3.1 検討の条件

#### 3.1.1 想定災害・被害想定(再掲)

- ◆ 南海トラフ地震・津波に対する「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（H25.10/宮崎県）」（以下、宮崎県被害想定）に基づく被害想定を前提とした後方支援活動とする。
- ◆ 沿岸部、都城市とも最大リスクに備えた後方支援活動シナリオ及び活動内容とするため、被害規模は関係市町・各被害項目の最大値を適用した（各項目の想定ケース、想定シーンは同一とはならない）。

■ 図表 3.1.1 想定災害・被害想定

項目		想定内容
想定ケース	想定ケース①	内閣府モデルを用いて県が独自に再解析したケースで、津波に起因する項目で被害の想定が大きい。
	想定ケース②	県が独自に設定したケースで、地震に起因する項目で被害の想定が大きい。
想定シーン	冬・深夜	就寝中に被災。家屋倒壊による死者が発生。津波避難が遅れる。
	夏・昼 12 時	自宅外で被災。沿岸部には海水浴客等の観光客が多数。
	冬・夕 18 時	火気使用、出火件数が多い。オフィス・駅等に滞留者。帰宅ラッシュ。

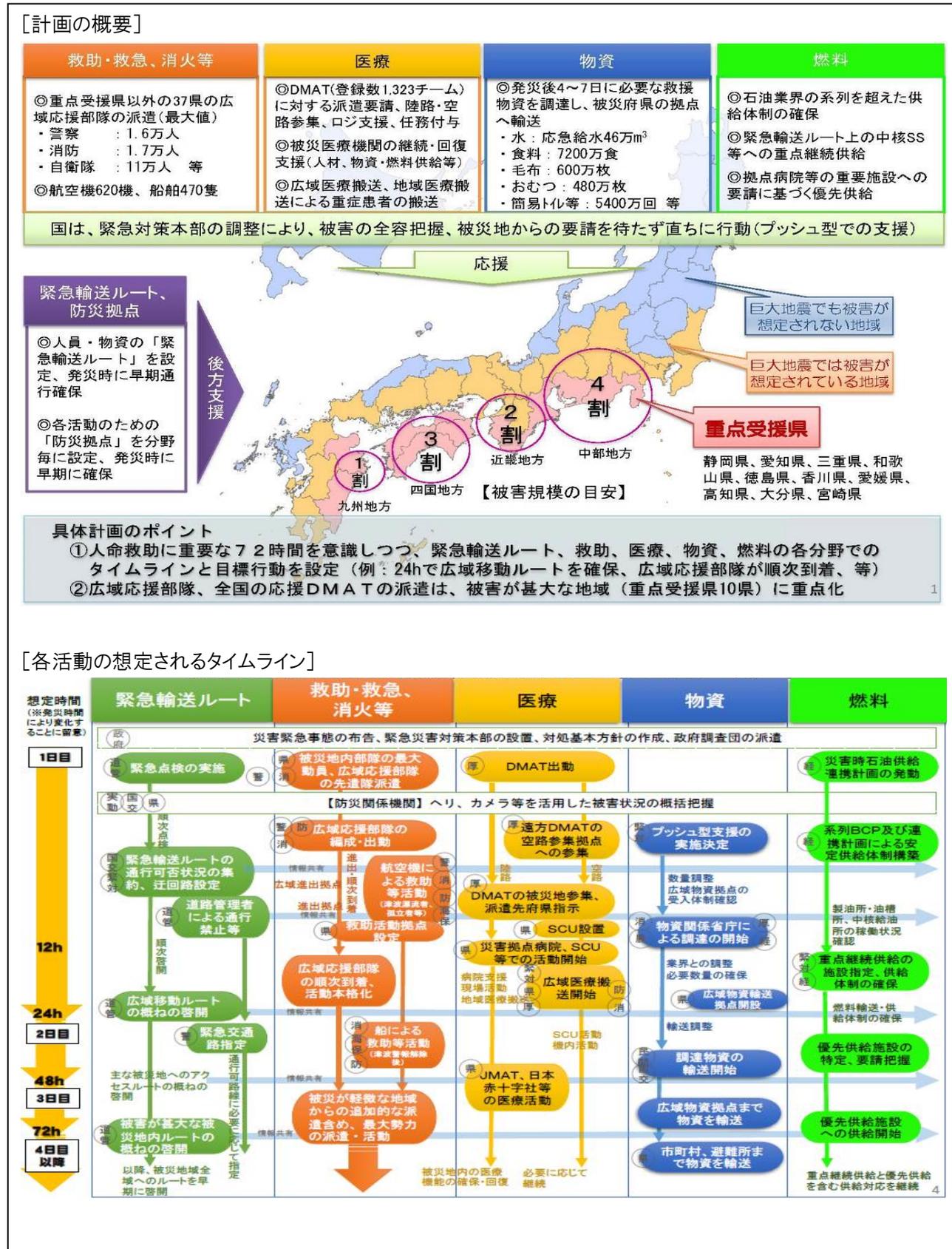
#### 3.1.2 各種シナリオの検討条件

- ◆ 後方支援活動シナリオは、「沿岸部3市の災害・被害シナリオ」、「沿岸部3市の対策活動シナリオ」、「都城市による後方支援活動シナリオ」で構成し、その作成にあたっては次の資料等に準拠している。

■ 図表 3.1.2 各種シナリオの検討条件

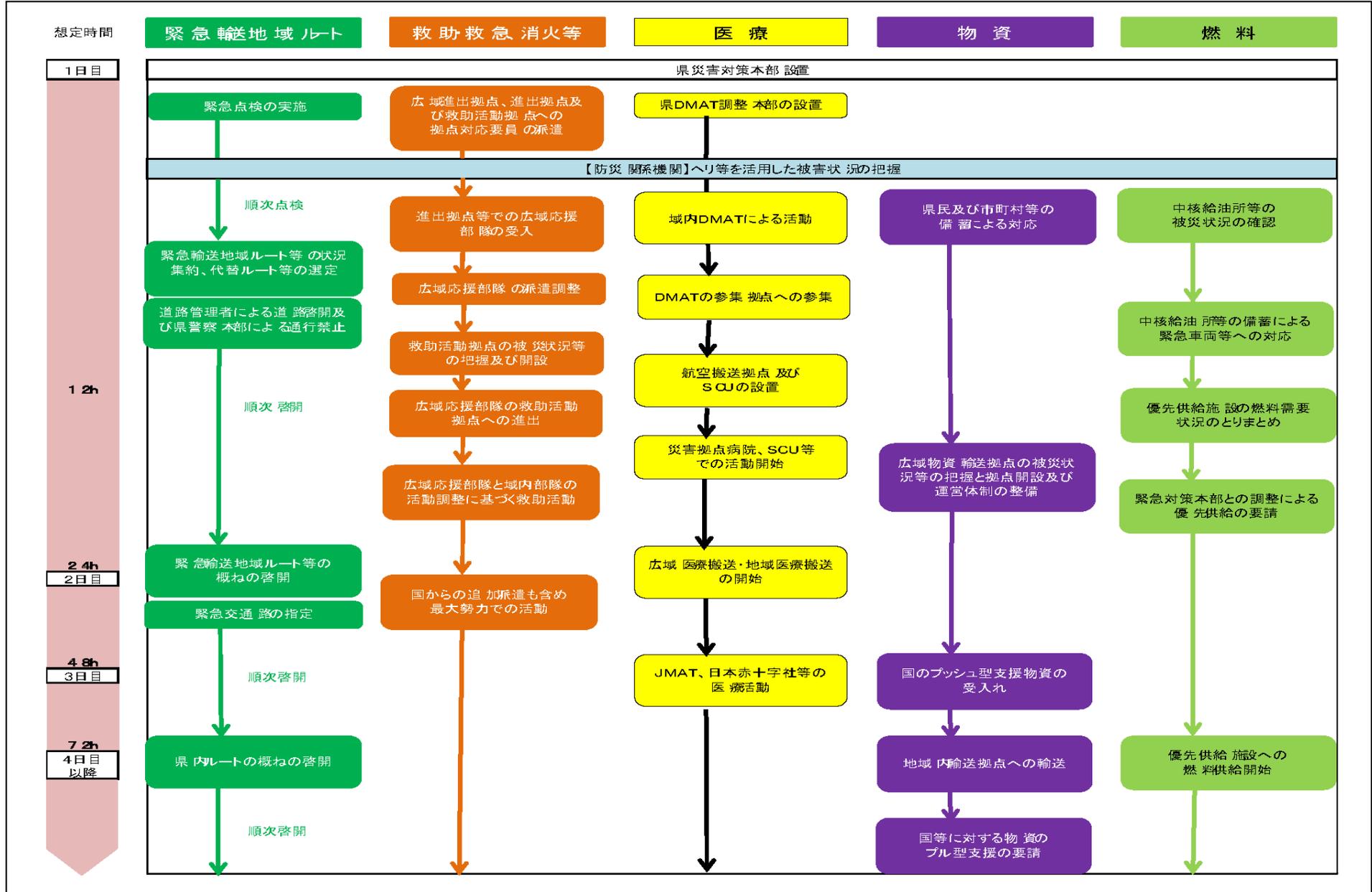
項目	条件
時期	○宮崎県被害想定の区分に準拠。参考として、大分県地震津波被害調査報告書（H25.3）（以下、大分県被害想定）の区分も表記。
沿岸部3市の災害・被害シナリオ	○上記 3.1.1 を基本。必要に応じて、大分県被害想定に基づく被害想定を追記。
沿岸部3市の対策活動シナリオ	○沿岸部3市の対策活動は、宮崎市地域防災計画（H27.5）、宮崎市業務継続計画（地震・津波編）（H25.3）、日南市地域防災計画（H26.6）、串間市地域防災計画（H27.3）を参照。 ○県の対策活動は、宮崎県地域防災計画（津波災害対策編）（H26.3）、国の具体計画に基づく宮崎県実施計画（以下、県・実施計画）における主な検討項目（H28.3）を参照。 ○国の対策活動は、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（H27.3/中央防災会議）（以下、国・具体計画）を参照。
都城市による後方支援活動シナリオ	○東日本大震災時の遠野市後方支援活動内容を検証・参照し、上記の災害・被害シナリオ及び沿岸部の対策活動を考慮して後方支援活動シナリオを作成。 ○独自シナリオを追記する場合は、都城市地域防災計画における対策活動の考え方を準用。

■図表 3.1.3 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(H27.3/中央防災会議)





■図表 3.1.5 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(国・具体計画)に基づく宮崎県実施計画(H28.3/宮崎県)



## 3.2 後方支援活動シナリオ

### 3.2.1 沿岸部3市の災害・被害シナリオ(検討シート1)

- ◆ 沿岸部3市における災害の種類や規模、時間的経緯を設定し、これら災害に対する被害項目、被害項目毎の被害規模をシナリオとして設定した。
- ◆ 被害項目は、次に示すとおりである。なお、被害規模については、沿岸部3市のみならず、内陸部市町のデータも掲載している。

■図表 3.2.1 被害項目

被害項目		備考
建物	液状化、揺れ、急傾斜地崩壊、津波、火災	
人的被害・要配慮者		
ライフライン	上水道、下水道、電力、通信、ガス	
交通施設	道路、鉄道、港湾・漁港、空港	
生活	避難者・帰宅困難者、物資、医療機能、保健衛生・防疫・遺体処理等	
災害廃棄物		
その他	道路・交通、孤立集落、庁舎、職員、長期湛水、その他	

### 3.2.2 沿岸部3市の対策活動シナリオ(検討シート2)

- ◆ 沿岸部3市自らの災害応急対策活動、その動きを整理したうえで、これらの活動を支援する県及び国の対策活動、動きを整理し、対策活動シナリオとして設定した。
- ◆ 特に、沿岸部3市のシナリオについては、関係機関への要請項目などの支援ニーズ、被害規模等から十分な活動が困難と想定される項目に着目している。なお、県及び国については、後方支援活動を実施する際に連携すべき活動項目等に留意している。

### 3.2.3 都城市による後方支援活動シナリオ(検討シート3)

- ◆ 沿岸部3市の災害・被害シナリオ及び対策活動シナリオに基づき、後方支援に必要な活動項目を設定し、活動項目毎の概略の活動内容と流れの全体像を把握することを主眼に、東日本大震災時の遠野市の活動事例等を参照しつつ、後方支援活動シナリオを作成した。
- ◆ 沿岸部3市、県、国の主な活動や動きとの連動性を確認できるよう整理している。

【検討シート1(1/4)】

■図表 3.2.2(1) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の災害・被害シナリオ

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～			被災1日後～			被災4日後～		被災1週間後～		
		区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	4M～
災害	地震		●冬の18時、南海トラフを震源とするマグニチュードMw9.1規模の地震が発生 〔宮崎市・日南市・串間市：一部で震度7、全域で震度6弱の揺れを観測〕 ○最大震度5弱以上の余震が発生		○余震が頻発		○降雨		○余震が次第に減少するが、大規模な余震が発生する可能性あり			
	津波		●大津波警報発表 〔宮崎市：地震発生18分後に津波の第一波が到達。最大津波高16m 日南市：地震発生14分後に津波の第一波が到達。最大津波高14m 串間市：地震発生15分後に津波の第一波が到達。最大津波高17m〕		○日が明けて、関東～中部～四国～九州地域の太平洋沿岸の広域の被害状況が次第に明らかになる		○津波警報・注意報の解除					
被害	建物	液状化	●宮崎市、日南市等の沿岸部を中心に液状化が発生 〔宮崎市：全壊約2,500棟、半壊約10,000棟 日南市：全壊約810棟、半壊約2,800棟 串間市：全壊約70棟、半壊約200棟〕	●宮崎市、日南市、串間市で揺れによる建物崩壊が発生 〔宮崎市：全壊約19,000棟、半壊約27,000棟 日南市：全壊約7,900棟、半壊約5,800棟 串間市：全壊約2,600棟、半壊約3,200棟〕	○余震により、被害が進行する	●宮崎市：全壊約310棟、半壊約1,400棟 ●日南市：全壊約130棟、半壊約680棟 ●串間市：全壊約170棟、半壊約800棟 ●三股町：全壊約40棟、半壊約240棟	●高原則：全壊約10棟、半壊約50棟 ●国富町：全壊約10棟、半壊約50棟 ●綾町：全壊―、半壊約20棟					
	揺れ				●宮崎市：全壊約940棟、半壊約7,600棟 ●日南市：全壊約130棟、半壊約1,600棟 ●串間市：全壊約340棟、半壊約1,800棟 ●三股町：全壊約170棟、半壊約1,100棟	●高原則：全壊約20棟、半壊約310棟 ●国富町：全壊約1,200棟、半壊約2,100棟 ●綾町：全壊約290棟、半壊約680棟						
	急傾斜地崩壊	●宮崎市、日南市等を中心に急傾斜地崩壊や地すべりが発生 〔宮崎市：全壊約70棟、半壊約140棟 日南市：全壊約60棟、半壊約140棟 串間市：全壊約20棟、半壊約50棟〕 ●急傾斜地の崩壊による孤立集落が発生 〔宮崎市：10集落 日南市：11集落 串間市：22集落〕	○余震や降雨等でさらに急傾斜地崩壊や地すべりが発生する	●宮崎市：全壊―、半壊約10棟 ●日南市：全壊約10棟、半壊約10棟 ●串間市：全壊―、半壊― ●三股町：全壊約10棟、半壊約10棟	●高原則：全壊―、半壊約10棟 ●国富町：全壊約10棟、半壊約20棟 ●綾町：全壊―、半壊約10棟							
	津波	●宮崎市、日南市等で津波による被害が発生 〔宮崎市：全壊約5,000棟、半壊約5,900棟 日南市：全壊約2,800棟、半壊約1,800棟 串間市：全壊約370棟、半壊約610棟〕					○電力の復旧に伴い、通電火災が発生するおそれ					
	火災	●宮崎市等を中心に火災が発生 〔宮崎市：焼失約2,300棟 日南市：焼失約100棟 串間市：焼失約50棟〕	●宮崎市：焼失約40棟 ●日南市：焼失約10棟 ●串間市：焼失約10棟 ●三股町：焼失約10棟	●高原則：― ●国富町：焼失約30棟 ●綾町：焼失約10棟								
人的被害・要配慮者	●宮崎市、日南市を中心に人的被害、建物崩壊、急傾斜地崩壊、津波被害、火災、建物崩壊に伴う自力脱出困難者、津波による要救助者が発生 【建物倒壊被害】 宮崎市：死者約1,500人、負傷者約7,700人 日南市：死者約560人、負傷者約2,100人 串間市：死者約180人、負傷者約790人 【急傾斜地崩壊被害】 宮崎市：死者約10人、負傷者約10人 日南市：死者約10人、負傷者約10人 【津波被害】 宮崎市：死者約1,500人、負傷者約560人 日南市：死者約4,500人、負傷者約670人 串間市：死者約640人、負傷者約170人 【火災被害】 宮崎市：死者約60人、負傷者約70人 【建物倒壊に伴う自力脱出困難者】 宮崎市：約5,400人 日南市：約1,700人 串間市：約350人 【津波による要救助者】 宮崎市：約6,400人・日南市：約630人・串間市：約40人 ○津波の第二波、第三波が続くことから、要救助者の救助活動が遅れる	○気象条件や地理条件、救助活動支障により、救助が難航・長期化する 【建物倒壊被害】 ●宮崎市：死者約70人、負傷者約1,200人 ●日南市：死者約10人、負傷者約240人 ●串間市：死者約20人、負傷者約360人 ●三股町：死者約10人、負傷者約180人 ●高原則：―、負傷者約50人 ●国富町：死者約80人、負傷者約420人 ●綾町：死者約20人、負傷者約130人	●宮崎市、日南市を中心に要配慮者対応が発生 〔宮崎市：避難所に約17,000人の要配慮者 日南市：避難所に約5,200人の要配慮者 串間市：避難所に約1,400人の要配慮者〕	●宮崎市、日南市を中心に要配慮者対応継続 〔宮崎市：約20,000人 日南市：約6,100人 串間市：約1,500人〕	●宮崎市、日南市を中心に要配慮者対応継続 〔宮崎市：約10,000人 日南市：約2,900人 串間市：約750人〕	●宮崎市、日南市を中心に要配慮者対応継続 〔宮崎市：約2,400人 日南市：約580人 串間市：約460人 三股町：約440人 高原則：約80人 国富町：約790人 綾町：約200人〕	●宮崎市、日南市を中心に要配慮者対応継続 〔宮崎市：約960人 日南市：約210人 串間市：約210人 三股町：約180人 高原則：約20人 国富町：約460人 綾町：約110人〕					
ライフライン	上水道	●宮崎市、日南市を中心に断水が発生 〔宮崎市：断水率100% 日南市：断水率100% 串間市：断水率100% 約470,000人に影響〕	○ライフライン断絶による生活支障が発生 ○災害対策本部や病院等におけるライフラインのバックアップ機能が限界を超え、様々な活動支障が発生 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足	●宮崎市、日南市を中心に断水が継続 〔宮崎市：断水率96% 日南市：断水率98% 串間市：断水率95% 約453,000人に影響〕 ○応急給水活動の実施	●宮崎市、日南市を中心に断水が継続 〔宮崎市：断水率74% 日南市：断水率86% 串間市：断水率71% 約357,000人に影響〕 ○応急給水活動の継続	●宮崎市、日南市を中心に断水が継続 〔宮崎市：24% 日南市：41% 串間市：23% 約123,000人に影響〕 ○応急給水活動の継続	○上水道がおむね復旧	●宮崎市：93% ●小林市：88% ●えびの市：93% ●三股町：96% ●高原則：83% ●国富町：99% ●綾町：99%	●宮崎市：68% ●小林市：53% ●えびの市：69% ●三股町：77% ●高原則：43% ●国富町：94% ●綾町：89%	●宮崎市：36% ●小林市：25% ●えびの市：38% ●三股町：44% ●高原則：18% ●国富町：66% ●綾町：61%	●宮崎市：5% ●小林市：3% ●えびの市：6% ●三股町：7% ●高原則：2% ●国富町：17% ●綾町：15%	

■図表 3.2.2(2) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の災害・被害シナリオ

【検討シート1(2/4)】

時期	区分1 (県被害想定)		被災1日後～			被災4日後～		被災1週間後～		1M～	4M～
	区分2 (大分県参照)	被災直後～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～			
	下水道	<p>●宮崎市、日南市を中心に機能支障が発生</p> <p>宮崎市：機能支障率 98% 日南市：機能支障率 98% 串間市：機能支障率 97% 約 370,200 人に影響</p> <p>都城市：85% 小林市：79% えびの市：— 三股町：89% 高原町：75% 国富町：96% 綾町：94%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に機能支障が継続</p> <p>宮崎市：機能支障率 85% 日南市：機能支障率 81% 串間市：機能支障率 70% 約 320,000 人に影響</p> <p>都城市：32% 小林市：23% えびの市：— 三股町：38% 高原町：17% 国富町：67% 綾町：56%</p>			<p>●宮崎市、日南市を中心に機能支障が継続</p> <p>宮崎市：機能支障率 57% 日南市：機能支障率 29% 串間市：機能支障率 8% 約 205,640 人に影響</p> <p>都城市：1% 小林市：0% えびの市：— 三股町：1% 高原町：0% 国富町：7% 綾町：5%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に機能支障が継続</p> <p>宮崎市：51% 日南市：12% 串間市：1% 約 182,550 人に影響</p> <p>都城市：0% 小林市：— えびの市：— 三股町：— 高原町：— 国富町：1% 綾町：0%</p>	○下水道がおおむね復旧	
	電力	<p>●宮崎市、日南市を中心に停電が発生</p> <p>宮崎市：停電率 96% 日南市：停電率 97% 串間市：停電率 96% 約 242,000 軒に影響</p> <p>都城市：85% 小林市：79% えびの市：84% 三股町：89% 高原町：75% 国富町：96% 綾町：93%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に停電が継続</p> <p>宮崎市：停電率 68% 日南市：停電率 76% 串間市：停電率 68% 約 174,100 軒に影響</p> <p>都城市：32% 小林市：22% えびの市：31% 三股町：38% 高原町：17% 国富町：65% 綾町：53%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に停電が継続</p> <p>宮崎市：21% 日南市：30% 串間市：19% 約 55,400 軒に影響</p> <p>都城市：3% 小林市：2% えびの市：4% 三股町：4% 高原町：1% 国富町：16% 綾町：11%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に停電が継続</p> <p>宮崎市：停電率 8% 日南市：停電率 15% 串間市：停電率 5% 約 21,000 軒に影響</p> <p>都城市：0% 小林市：0% えびの市：0% 三股町：0% 高原町：0% 国富町：3% 綾町：2%</p>	○電力がおおむね復旧		
	通信	<p>●宮崎市、日南市を中心に通信障害が発生</p> <p>宮崎市：不通回線率 97% 日南市：不通回線率 98% 串間市：不通回線率 97% 約 152,000 回線に影響 ○携帯電話は非常につながりにくい状態</p> <p>都城市：85% 小林市：79% えびの市：84% 三股町：89% 高原町：75% 国富町：96% 綾町：93%</p> <p>携帯電話は非常につながりにくい状態</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に通信障害が継続</p> <p>宮崎市：不通回線率 70% 日南市：不通回線率 79% 串間市：不通回線率 69% 約 111,700 回線に影響 ○携帯電話は非常につながりにくい状態</p> <p>都城市：32% 小林市：22% えびの市：31% 三股町：38% 高原町：17% 国富町：65% 綾町：53%</p> <p>携帯電話は非常につながりにくい状態：国富町、綾町 携帯電話は非常につながりにくい状態：都城市、えびの市、三股町</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に通信障害が継続</p> <p>宮崎市：不通回線率 12% 日南市：不通回線率 24% 串間市：不通回線率 7% 約 20,960 回線に影響</p> <p>都城市：0% 小林市：0% えびの市：0% 三股町：0% 高原町：0% 国富町：3% 綾町：2%</p>		<p>●宮崎市、日南市を中心に通信障害が継続</p> <p>宮崎市：5% 日南市：11% 串間市：2% 約 8,560 回線に影響</p> <p>都城市：— 小林市：— えびの市：— 三股町：— 高原町：— 国富町：— 綾町：—</p>	○通信回線がおおむね復旧		
	ガス	<p>●宮崎エリアでガスの供給が停止</p> <p>宮崎エリア：供給停止率 79% 約 20,000 戸の供給停止</p> <p>都城エリア：供給停止率 79%</p>		<p>●宮崎エリアで供給停止が継続</p> <p>宮崎エリア：供給停止率 75% 約 19,000 戸の供給停止</p> <p>都城エリア：供給停止率 75%</p>		<p>●宮崎エリアで供給停止が継続</p> <p>宮崎エリア：供給停止率 52%、 約 13,000 戸の供給停止</p> <p>都城エリア：供給停止率 52%</p>		<p>○都市ガスがおおむね復旧</p>			
	交通施設	<p>●宮崎市を中心に道路被害が発生</p> <p>宮崎市：約 300 箇所(うち津波浸水域約 80 箇所) 日南市：約 100 箇所(うち津波浸水域約 40 箇所) 串間市：約 50 箇所(うち津波浸水域約 20 箇所) ○国道 220 号、448 号等の沿岸部の道路路上に避難者が発生</p> <p>都城市：約 160 箇所 小林市：約 70 箇所 えびの市：約 40 箇所 三股町：約 20 箇所 高原町：約 20 箇所 国富町：約 30 箇所 綾町：約 10 箇所</p>	○宮崎自動車道等の仮復旧、順次完了	<p>○櫛の衝道路の確保</p> <p>○緊急車両が活動開始</p> <p>○細街路の閉塞による応急活動に支障</p> <p>○帰宅者や避難者増加</p> <p>○安否確認に向かう車により、大規模な交通渋滞が発生</p> <p>○渋滞を迂回できる幹線道路がなく、域外からの救援の遅れ</p>	○高速道路の交通管制用通信ネットワーク修復完了	<p>○国道 220 号等の幹線道路全線開通(仮復旧)</p> <p>○緊急輸送道路、陸路遮断集落への道路の応急復旧がおおむね完了</p>	○応急復旧により、道路が徐々に開通				
鉄道	<p>●鉄道が被災し、運転停止</p> <p>日豊本線：約 370 箇所(うち津波浸水域約 100 箇所) 日南線：約 210 箇所(うち津波浸水域約 30 箇所)</p>		○鉄道不能のためバスによる振替輸送開始	○鉄道、一部で折り返し運転開始							

■図表 3.2.2(3) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の災害・被害シナリオ

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～			被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～		1M～	4M～
		区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～		
	港湾・漁港		<ul style="list-style-type: none"> <li>●港湾・漁港が被災</li> <li>【重要港湾】 宮崎港：岸壁7箇所、その他係留施設16箇所・油津港：岸壁9箇所、その他係留施設14箇所</li> <li>【地方港湾】 内海港：岸壁1箇所、その他係留施設10箇所・外浦港：岸壁4箇所、その他係留施設21箇所 福島港：岸壁2箇所、その他係留施設26箇所・黒井港：その他係留施設2箇所 大島港：その他係留施設7箇所・大納港：その他係留施設2箇所</li> <li>【第1種漁港】 富田漁港：岸壁1箇所、その他係留施設6箇所・野島漁港：岸壁1箇所、その他係留施設3箇所・鶯巣漁港：その他係留施設2箇所・富士漁港：その他係留施設3箇所 宮浦漁港：その他係留施設3箇所・鶴戸漁港：その他係留施設4箇所・夫婦浦漁港：岸壁1箇所、その他係留施設2箇所・市木漁港：岸壁2箇所、その他係留施設8箇所 本城漁港：その他係留施設6箇所・福島高松漁港：その他係留施設1箇所</li> <li>【第2種漁港】 青島漁港：岸壁2箇所、その他係留施設9箇所・大堂津漁港：岸壁4箇所、その他係留施設3箇所・都井漁港：岸壁2箇所、その他係留施設10箇所</li> <li>【第3種漁港】 油津港：岸壁1箇所、その他係留施設13箇所・目井津漁港：岸壁6箇所、その他係留施設11箇所</li> <li>【第4種漁港】 宮之浦漁港：岸壁3箇所、その他係留施設8箇所</li> <li>●防波堤が被災</li> <li>宮崎港：約3,000m・油津港：約870m・内海港：約1,200m・外浦港：約460m・福島港：約700m・黒井港：約250m・大島港：約540m・大納港：約280m</li> <li>野島漁港：約550m・鶯巣漁港：約100m・富士漁港：約50m・宮浦漁港：約310m・鶴戸漁港：約380m・夫婦浦漁港：約150m・市木漁港：約1,100m・本城漁港：約110m</li> <li>青島漁港：約860m・大堂津漁港：約700m・都井漁港：約440m・目井津漁港：約2,300m・宮之浦漁港：約1,500m</li> </ul>									○一部港湾で航路再開
	空港		<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮崎空港の大部分は津波による浸水が発生し、空港閉鎖</li> <li>○津波による漂流物、土砂の漂着、漂流物による施設の損壊</li> <li>○ターミナルビル2F、管制塔は機能継続が可能</li> </ul>		○大津波警報(津波警報・注意報)解除まで復旧作業や緊急輸送が停滞		○滑走路等の土砂・がれきの除去等が完了	○緊急物資・人員輸送のための暫定運用開始				○民間機の暫定的な運用再開
生活	避難者、帰宅困難者		<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸地域では大津波警報・津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難</li> <li>○避難路の被災や避難時の混乱、車避難による渋滞で二次被害の発生</li> <li>○要配慮者の安否確認や避難支援が必要</li> <li>○鉄道等の交通機関の停止や道路閉塞が発生</li> <li>○徒歩帰宅が可能なのは、最寄の公共施設や避難所へ自力で移動、滞留</li> <li>●宮崎市、日南市を中心に帰宅困難者が発生</li> <li>宮崎市：約13,000人</li> <li>日南市：約1,500人</li> <li>串間市：約640人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所へ避難する住民が増える</li> <li>○情報収集の困難、人手不足による避難所開設・運営の支障と混乱が発生</li> <li>○避難者多数のため、全員の避難所収容が困難</li> <li>○トイレの不足</li> <li>○食料、飲料水、毛布等の不足</li> <li>○避難所におけるペットの問題</li> <li>○在宅要配慮者の安否確認等のための人員が不足</li> <li>○要配慮者に対し、避難所内に適切な場所を確保することが困難</li> <li>○交通機関の復旧の目途がつかないため、帰宅困難者が滞留</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸地域では大津波警報・津波警報・注意報が解除されるまで緊急避難</li> <li>●宮崎市、日南市を中心に避難者が発生</li> <li>宮崎市：約140,000人 (うち避難所約87,000人)</li> <li>日南市：約27,000人 (うち避難所約17,000人)</li> <li>串間市：約7,500人 (うち避難所約4,700人)</li> <li>●損傷した自宅やテント、車、縁故先への避難など約65,700人が避難所外避難者となる</li> <li>○透析患者等内部障がい者への医療対応の難航</li> <li>○要配慮者の避難所での生活における負担大</li> <li>○福祉避難所の不足</li> <li>○交通機関の復旧にともない、帰宅困難者数が徐々に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の悪化が深刻化</li> <li>○入浴施設の不足</li> <li>○一部の避難者にエコノミークラス症候群が発症</li> <li>○トイレやゴミの異臭などの衛生問題が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮崎市、日南市を中心に避難者発生</li> <li>宮崎市：約170,000人 (うち避難所約98,000人)</li> <li>日南市：約31,000人 (うち避難所約20,000人)</li> <li>串間市：約8,700人 (うち避難所約5,100人)</li> <li>●避難所での避難者が約123,100人とピークとなる</li> <li>○こころのケアを要する</li> <li>○避難所生活者の一部に廃用症候群発症</li> <li>○女性へのDV等が問題となる</li> <li>○災害救援スタッフへのメンタルケアを要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフライン復旧とともに避難所避難者が徐々に減少</li> <li>●宮崎市、日南市を中心に避難者発生</li> <li>宮崎市：約172,000人 (うち避難所約52,000人)</li> <li>日南市：約32,000人 (うち避難所約9,700人)</li> <li>串間市：約8,600人 (うち避難所約2,600人)</li> <li>●避難所外避難者が約150,100人</li> <li>○仮設住宅や公営住宅等への移動</li> <li>○仮設住宅建設予定地の不足が問題となる</li> <li>○自宅の修理完了により帰宅</li> <li>○災害関連死のおそれ</li> <li>○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化</li> <li>○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都城市：約9,100人</li> <li>小林市：約2,200人</li> <li>えびの市：約1,500人</li> <li>三股町：約940人</li> <li>高原町：約470人</li> <li>国富町：約1,200人</li> <li>綾町：約450人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都城市：約6,200人</li> <li>小林市：約1,200人</li> <li>えびの市：約1,500人</li> <li>三股町：約1,100人</li> <li>高原町：約160人</li> <li>国富町：約3,800人</li> <li>綾町：約870人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都城市：約21,000人</li> <li>小林市：約4,200人</li> <li>えびの市：約3,400人</li> <li>三股町：約3,700人</li> <li>高原町：約610人</li> <li>国富町：約6,600人</li> <li>綾町：約1,800人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都城市：約14,000人</li> <li>小林市：約2,500人</li> <li>えびの市：約2,600人</li> <li>三股町：約2,500人</li> <li>高原町：約320人</li> <li>国富町：約6,400人</li> <li>綾町：約1,700人</li> </ul>
	物資		○住民による食料や乾電池、ロウソク、ガソリン等の買い占めが発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料、飲料水、毛布等の需要が発生</li> <li>【食料需要量】 宮崎市：約314,000食 日南市：約62,000食 串間市：約17,000食</li> <li>【飲料水需要量】 宮崎市：約1,142,000L 日南市：約162,000L 串間市：約55,000L</li> <li>【毛布需要量】 宮崎市：約148,000枚 日南市：約35,000枚 串間市：約8,200枚</li> <li>○量販店で品不足が発生(特に、飲料水やトイレトペーパー、オムツ等)</li> <li>○宅配運送業者の一部地域へのサービスの中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>24h～</li> <li>【食料】 都城市：約13,000食 小林市：約2,700食 えびの市：約3,200食 三股町：約2,300食 高原町：約340食 国富町：約8,100食 綾町：約1,900食</li> <li>【飲料水】 約334,000L 約72,000L 約42,000L 約57,000L 約12,000L 約57,000L 約19,000L</li> <li>【毛布】 約7,400枚 約1,500枚 約1,800枚 約1,300枚 約190枚 約4,500枚 約1,100枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料、飲料水、毛布等の需要が継続</li> <li>【食料需要量】 宮崎市：約353,000食 日南市：約73,000食 串間市：約18,000食</li> <li>【飲料水需要量】 宮崎市：約889,000L 日南市：約142,000L 串間市：約41,000L</li> <li>【毛布需要量】 宮崎市：約143,000枚 日南市：約38,000枚 串間市：約8,200枚</li> <li>○全国からの救援物資の配給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料、飲料水、毛布等の需要が継続</li> <li>【食料需要量】 宮崎市：約186,000食 日南市：約35,000食 串間市：約9,300食</li> <li>【飲料水需要量】 宮崎市：約290,000L 日南市：約67,000L 串間市：約13,000L</li> <li>【毛布需要量】 宮崎市：約72,000枚 日南市：約17,000枚 串間市：約4,000枚</li> <li>○一部店舗の再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1W～</li> <li>【食料】 都城市：約38,000食 小林市：約7,500食 えびの市：約6,100食 三股町：約6,600食 高原町：約1,100食 国富町：約12,000食 綾町：約3,300食</li> <li>【飲料水】 約177,000L 約34,000L 約23,000L 約33,000L 約5,400L 約41,000L 約13,000L</li> <li>【毛布】 約6,200枚 約1,200枚 約1,500枚 約1,100枚 約160枚 約3,800枚 約880枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1M～</li> <li>【食料】 都城市：約15,000食 小林市：約2,700食 えびの市：約2,800食 三股町：約2,700食 高原町：約350食 国富町：約7,000食 綾町：約1,800食</li> <li>【飲料水】 約26,000L 約4,200L 約3,600L 約5,000L 約540L 約11,000L 約3,100L</li> <li>【毛布】 約3,700枚 約740枚 約900枚 約630枚 約90枚 約2,300枚 約530枚</li> </ul>			

■ 図表 3.2.2(4) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の災害・被害シナリオ

【検討シート1(4/4)】

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～		被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～		1M～	4M～
	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～		
	医療機能	○停電、建物損壊、医療器具の損傷等により、機能の低下が発生	○建物の倒壊等により多くの負傷者が発生し、機能低下と相まって対応困難	●宮崎市、日南市を中心に医療の需要が発生 (宮崎市：要入院 約 6,700人、要外来 約 3,800人、要転院患者数 約 1,800人 日南市：要入院 約 2,300人、要外来 約 1,400人、要転院患者数 約 380人 串間市：要入院 約 650人、要外来 約 460人、要転院患者数 約 60人) ○負傷者多数かつ沿岸部の病院が津波被害で機能しないため対応困難な状況が継続 都城市：要入院 約 1,100人、要外来 約 500人、要転院患者数 約 420人 小林市：要入院 約 260人、要外来 約 100人、要転院患者数 約 120人 えびの市：要入院 約 250人、要外来 約 160人、要転院患者数 約 40人 三股町：要入院 約 120人、要外来 約 80人、要転院患者数 約 20人 高原町：要入院 約 30人、要外来 約 20人、要転院患者数 約 10人 国富町：要入院 約 300人、要外来 約 180人、要転院患者数 約 50人 綾町：要入院 約 80人、要外来 約 60人、要転院患者数 約 10人						○ライフライン復旧とともに医療機能が徐々に回復	
	保健衛生、防疫、遺体処理等	○地震や津波による下水処理施設の損壊等により、下水処理機能に支障が発生 ○津波によるし尿の流出、がれきの発生 ○多数の死者の発生	○多数の避難者が避難場所・避難所に避難することにより、避難場所・避難所での衛生環境の悪化	○死者・行方不明者の捜索のため、人的・物的資源(消防・警察・自衛隊)の多大な投入 ○避難場所・避難所での衛生環境の悪化 ○がれき処理が進まず、衛生上の問題が発生 ○死者数が膨大となり、迅速な遺体処理が困難 ○遺体の安置場所、棺、ドライアイスの不足 ○検死が可能な人員等が不足し、多数の遺体の身元確認が困難				○避難所における高齢者・乳幼児の発症 ○施設被害や燃料不足等により火葬が困難 ○畜舎等の衛生面の悪化		○行方不明者捜索の長期化	
	災害廃棄物	○全壊した建物を中心に廃棄物が発生		●宮崎市、日南市を中心に災害廃棄物、津波堆積物が発生 (宮崎市：災害廃棄物 約 260万t、津波堆積物 約 110～約230万t 日南市：災害廃棄物 約 90万t、津波堆積物 約 40～約70万t 串間市：災害廃棄物 約 20万t、津波堆積物 約 50～約100万t) ○発生した廃棄物を処理するための輸送力、収容力の確保が必要 都城市：災害廃棄物約 10万t 小林市：－ えびの市：－ 三股町：－ 高原町：－ 国富町：災害廃棄物約 10万t 綾町：－						○災害廃棄物処理の長期化	
その他	道路・交通	○沿道建物の倒壊等により道路閉塞が発生 ○道路閉塞により消化活動、救命・救急活動への影響が発生 ○沿岸部の道路・鉄道では、走行中(避難中)に津波に巻き込まれる ○信号機等の交通施設が機能停止		○道路啓開の実施により、徐々に緊急通行車両等の通行が可能				○徐々に一般車両の通行が可能			
	孤立集落	宮崎市、日南市を中心に孤立集落が発生 (宮崎市：農業集落 5箇所、漁業集落 5箇所 日南市：農業集落 6箇所、漁業集落 5箇所 串間市：農業集落 5箇所、漁業集落 17箇所) 都城市：－ 小林市：－ えびの市：－ 三股町：－ 高原町：－ 国富町：－ 綾町：－		○ヘリコプター、船による緊急輸送の実施 ○道路啓開の実施				○徐々に一般車両の通行が可能			
	庁舎・職員	○地震の揺れや津波浸水により庁舎が被災 ○代替施設への移転作業 ○電源喪失による業務の混乱 ○通信途絶による災害応急対策の遅延 ○多くの職員・家族が被災 ○人的・物的資源が不足 ○職員の被災や道路の途絶により、避難所の開設・運営が困難		○庁舎の被災による業務支障が発生 ○膨大な量の応急対策業務が発生 ○人的・物的資源不足が継続 ○インフラやライフラインの応急復旧が進まず、被災者支援に支障				○膨大な量の復旧・復興業務が発生 ○職員の疲労蓄積			
	長期湛水	●沿岸部で0.2～0.9mの地殻変動による地盤沈下の発生 ○多くの地域は満潮時に海水面以下になるおそれ ○津波による浸水発生		○避難場所から避難所への移送により、避難所不足や広域避難が発生 ○物資輸送が停滞 ○降雨による危険性が増大 ○災害応急対策の活動拠点が不足				○湛水エリアでの復旧作業の遅れ ○基盤整備に伴う復旧作業の長期化			
	その他	●宮崎県での建物被害 4.15兆円、ライフライン・インフラ施設被害 0.5兆円 ●生産・サービス低下による影響 92.5百億円									○観光やイベント等の自粛がみられる ○地元中小企業の廃業 ○風評被害により旅行客の減少と経済低迷

参考資料：①「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」(平成25年10月 宮崎県) (協議会構成市町は赤字)

②「大分県地震津波被害調査報告」(平成25年3月 大分県)

■ 図表 3.2.3(1) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の対策活動シナリオ

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～		被災1日後～				被災4日後～				
	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	4M～	
《活動体制・情報》	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>【政府】 災害緊急事態の布告</li> <li>【政府】 緊急災害対策本部の設置</li> <li>【国交省】 TEC-FORCE 出動</li> <li>【国交省】 情報収集(体制・管理施設)</li> <li>【国交省】 防災ヘリコプターの活用</li> <li>【国交省】 情報発信の準備</li> <li>【国交省】 リエゾン派遣(県・自衛隊)</li> <li>【防災関係機関】 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動計画に基づく災害応急対策活動の開始</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>【国交省】 リエゾンの被災地派遣を終了</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 県災害対策本部、地方支部、現地災害対策本部、東京連絡部等の設置</li> <li>【県】 県庁非常体制への移行</li> <li>【県】 県総合情報ネットワークの一斉指令により沿岸市町、県関係出先機関等へ伝達</li> <li>【県】 職員の動員指示</li> <li>【県】 職員の登庁</li> <li>【県】 被害状況の把握・集約</li> <li>【県】 国への被害状況報告(速報)</li> <li>【県】 現地調査班の派遣</li> <li>【県】 参集職員からの被害情報収集</li> <li>【県】 県民への広報</li> <li>【県】 報道機関への対応</li> <li>【県】 専用通信設備(県総合情報ネットワーク)の運用</li> <li>【県】 代替通信機能の確保</li> <li>【県】 他市町村への応援指示、他都道府県への応援要請</li> <li>【県】 自衛隊に対する災害派遣要請</li> <li>【県】 海上保安庁に対する支援要請</li> <li>【県】 広域緊急援助隊の援助要請</li> <li>【県】 緊急消防援助隊の派遣要請</li> <li>【県】 受入れ体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 被害状況の把握・集約</li> <li>【県】 国への被害状況報告</li> <li>【県】 県民への広報</li> <li>【県】 報道機関への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 被害状況の把握・集約</li> <li>【県】 国への被害状況報告</li> <li>【県】 他都道府県から応援人員受入</li> <li>【県】 災害救助法の適用</li> <li>【県】 応急対策方針等の明確化及び対策実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 被害状況の把握・集約</li> <li>【県】 国への被害状況報告</li> <li>【県】 二次災害対策の実施</li> <li>【県】 被災者に対する総合窓口、各種相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 復旧情報の収集・整理</li> <li>【県】 国への復旧状況報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 復旧情報の収集・整理</li> <li>【県】 国への復旧状況報告</li> <li>【県】 災害復興基金の設立検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 震災復興対策本部の設置</li> <li>【県】 被災市町へ職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】 震災復興方針・計画の策定</li> <li>【県】 激甚災害の指定</li> </ul>			
	沿岸部3市	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 震度速報、大津波警報等の受信</li> <li>【市】 災害対策本部の設置</li> <li>【市】 職員の動員</li> <li>【市】 避難勧告、避難指示の発令</li> <li>【市】 防災行政無線、広報車、携帯電話メール等により沿岸地域の住民、従業者、利用者等に避難の呼びかけ</li> <li>【市】 消防本部、消防団 消防機関の出動</li> <li>【市】 職員の安否確認</li> <li>【市】 職員家族の安否確認</li> <li>【市】 登庁困難の職員、最寄の市施設に自主参集</li> <li>【市】 被害情報の収集</li> <li>【市】 宮崎市BCPの発動</li> <li>【市】 参集者による活動体制調整</li> <li>【市】 県に対して概況速報報告、救援要請</li> <li>【市】 県に自衛隊の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 被害状況の把握・報告</li> <li>【市】 参集人員による被害対応体制の調整(優先度の確認)</li> <li>【市】 県を通じ他自治体に応援派遣要請</li> <li>【市】 市民への広報</li> <li>【市】 被災者ニーズの把握</li> <li>【市】 相談窓口の設置</li> <li>【市、社会福祉協議会】 災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 被害状況の把握・報告</li> <li>【市】 災害救助法に基づく活動展開</li> <li>【市】 県や他自治体からの応援人員受入、調整</li> <li>【市】 消防本部、警察、自衛隊等】 行方不明者捜索</li> <li>【ボランティアセンター】 一般ボランティア、専門ボランティアの受入開始</li> <li>【市】 市民への広報継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 被害状況の把握・報告</li> <li>【市】 二次災害への警戒</li> <li>【市】 被災者に対する総合窓口、各種相談窓口の設置</li> <li>【市】 義援物資・義援金の受付</li> <li>【市】 市民への広報継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 県、国への復旧支援要請</li> <li>【市】 復旧状況についての広報</li> <li>【市】 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 対策実施状況に応じた人員構成の再調整</li> <li>【市】 学校等の再開</li> <li>【市】 リ災証明書発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 災害対策本部廃止、(仮称)災害復旧対策本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】 震災復興方針・計画の策定</li> </ul>			

■ 図表 3.2.3(2) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の対策活動シナリオ

【検討シート2(2/4)】

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～		被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～				
	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	4M～	
《緊急輸送ルート(交通・ライフライン)》	国	<p>【道路管理者】緊急点検の実施、道路啓開(緊急輸送ルート:宮崎自動車道、東九州自動車道、国道10号、国道220号、国道222号他)</p> <p>【緊急災害対策本部、国土交通省】緊急輸送ルートの通行可否状況の集約、迂回路設定</p> <p>【道路管理者】道路管理者による通行禁止等</p> <p>【道路管理者】建設会社と機材の手配</p> <p>【道路管理者】建設業界に協力要請</p> <p>【国土交通省・海上保安庁】航路啓開について共同で調査</p>		<p>【道路管理者】広域移動ルートのおおむねの啓開</p> <p>【県公安委員会】緊急交通路指定制</p> <p>【港湾管理者】航路啓開作業開始</p>			<p>【道路管理者】被害が甚大な被災地内ルートのおおむねの啓開</p> <p>【港湾管理者】航路の一部再開</p>	<p>【道路管理者】被災地域全域へのルートを早期に啓開</p>				
	県	<p>【県】緊急点検の実施、道路啓開(緊急輸送ルート:国道222号、県道10号宮崎インター佐土原線、県道52号宮崎空港線、県道350号内海線、臨港道路宮崎港、緊急輸送地域ルート)</p> <p>【県】緊急輸送ルートの通行可否状況の収集</p> <p>【県】通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を政府現地対策本部及び関係機関と共有</p> <p>【県】緊急輸送ルート(県管理ルート)の情報を政府現地対策本部に報告</p> <p>【県】道路管理者による通行禁止等、必要な交通規制</p>		<p>【県】広域移動ルートのおおむねの啓開</p> <p>【県公安委員会】緊急交通路指定制</p>			<p>【県】被害が甚大な被災地内ルートのおおむねの啓開</p>	<p>【県】被災地域全域へのルートを早期に啓開</p>	<p>【県】県管理道路について、応急復旧の継続</p>			
	沿岸部3市	<p>【市】道路管理者による通行禁止等</p> <p>【市】道路管理者による緊急輸送地域ルートのおおむねの点検・道路啓開</p> <p>【事業者】災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板(携帯電話)等の運用を開始</p> <p>【市、事業者】被害状況の確認、行政へ被害速報</p> <p>【市、事業者】復旧作業員の招集</p> <p>【事業者】市災害対策本部へ職員派遣</p>	<p>【市、事業者】応急復旧体制の立ち上げ</p>	<p>【市、事業者】人員、資機材等の確保</p> <p>【市、事業者】応急復旧作業開始</p> <p>【事業者】復旧の見通しについて行政に連絡</p>	<p>【市、事業者】応急復旧の本格化</p> <p>【事業者】復旧状況、復旧予定時期を行政に連絡</p>	<p>【市、事業者】応急復旧の継続</p>		<p>【事業者】電力の一部復旧</p>	<p>【事業者】電力がおおむね復旧</p>	<p>【市】上水道がおおむね復旧</p> <p>【市】下水道がおおむね復旧</p> <p>【事業者】通信回線がおおむね復旧</p> <p>【事業者】都市ガスがおおむね復旧</p>		
《救助・救急、消火活動》	国	<p>【県、消防庁】被災地内部隊の最大動員、広域応援部隊の先遣隊派遣</p> <p>【警察庁、消防庁、防衛省】広域応援部隊の編成・出動(広域進出拠点:えびのPA)</p> <p>【警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁】航空機による救助等活動</p>		<p>【警察庁、消防庁、防衛省】広域応援部隊の順次到着、活動本格化</p> <p>【国交省】排水ポンプ車の準備</p>			<p>【消防庁、海上保安庁、防衛省】船による救助等活動(津波警戒解除後)</p>	<p>【警察庁、消防庁、防衛省】被災が軽微な地域からの追加的な派遣を含め、最大勢力の派遣・活動</p> <p>【国交省】排水ポンプ車による広域緊急排水を開始</p>				
	県	<p>【県】被災地内部隊の最大動員</p> <p>【県】管内の被害が比較的小さい消防機関に対して管轄外の救助活動等の支援を要請</p> <p>【県】広域進出拠点及び進出拠点、救助活動拠点に拠点対応要員を派遣</p> <p>【県】進出拠点等での広域応援部隊の受入、ルート・活動地域を伝達</p> <p>【県】広域応援部隊の派遣調整</p> <p>【県】救助活動拠点の被災状況等の把握及び開設</p> <p>【県】部隊活動に必要な情報提供(被害状況、緊急輸送ルートの確保状況等)</p> <p>【県】航空運用調整班の設置</p> <p>【県】艦船・船舶の運用調整</p>		<p>【県】救助活動拠点の確保(航空機用救助活動拠点候補地:宮崎空港、宮崎市生目の杜運動公園)</p> <p>【県】活動調整会議等の開催</p> <p>【県】広域応援部隊と域内部隊の活動調整に基づく救助活動</p> <p>【県、市】必要に応じて救助活動拠点内に合同調整所を設置</p>			<p>【県】活動調整会議等の開催</p> <p>【県】国からの追加派遣も含め最大勢力での活動</p>					
	沿岸部3市	<p>【市】救助活動拠点が利用困難な場合等、県災害対策本部と協議の上で代替拠点を確保</p> <p>【消防本部】被害状況の把握、初動体制の構築</p> <p>【消防本部、自主防災組織等】救助活動の開始</p> <p>【市】応急救護所の設置</p> <p>【消防本部】搬送体制の確立、負傷者の搬送開始</p> <p>【消防本部、消防団】消火活動の実施</p>		<p>【消防本部、自主防災組織等】救出、搬送活動の実施</p> <p>【消防本部、消防団】消火活動の継続</p>			<p>【消防本部】救出、搬送活動の継続</p>					

■図表 3.2.3(3) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の対策活動シナリオ

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～		被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～				
	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	4M～	
《医療活動》	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>【厚生労働省】DMAT 出動</li> <li>【厚生労働省】遠方DMATの空路参集拠点への参集</li> <li>【厚生労働省】DMATの被災地参集、派遣先府県指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急災害対策本部、県、厚生労働省、防衛省、消防庁】広域医療搬送開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急災害対策本部、県、厚生労働省、防衛省、消防庁】SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)活動、機内活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各活動の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各活動の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【厚生労働省、県】被災地内の医療機能の確保・回復</li> </ul>					
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】参集拠点へのポツスティックチームの配置</li> <li>【県】県災害対策本部の指揮下に県DMAT調整本部を設置</li> <li>【県】災害拠点病院等から複数箇所選定し、DMAT活動拠点本部を設置</li> <li>【県】DMATの活動場所、業務等の任務付与</li> <li>【県】病院の被災状況、病院支援の必要性の情報収集(EMIS:広域災害救急医療情報システム)</li> <li>【県】患者の避難・搬送の支援</li> <li>【県】地域医療搬送の実施</li> <li>【県】航空搬送拠点の確保とSCU設置(航空搬送拠点候補地:宮崎空港、航空自衛隊新田原基地)</li> <li>【県】災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置</li> <li>【県】ヘリコプターの運航調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】災害拠点病院、SCU等での活動開始</li> <li>【県】人材、物資・燃料の供給</li> <li>【県】DMATの空路移動の支援</li> <li>【県】広域医療搬送、地域医療搬送の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】SCU活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】JMAT、日本赤十字社等の医療活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各活動の継続</li> <li>【県】検病検査・健康診断等の防疫措置等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】被災地内の医療機能の確保・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】巡回健康相談等の健康対策実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】精神医療、メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施</li> </ul>			
	沿岸部3市	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】応急救護所の設置</li> <li>【医療機関】被災状況、入院患者の安否確認、入院患者転院、負傷者対応の準備を実施</li> <li>【市、消防本部】医療機関の被害状況把握(EMIS等の活用)</li> <li>【市】医療救護班の編成</li> <li>【市】県への派遣要請</li> <li>【消防本部】搬送体制の確立、負傷者の搬送開始</li> <li>【医療救護班】トリアージの実施</li> <li>【災害拠点病院】重篤救急患者の救命医療開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療救護班】医療救護活動の継続</li> <li>【市】医療救護活動の支援</li> <li>【市】医薬品・資機材の確保</li> </ul>									
《物資調達》	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急災害対策本部】ブッシュ型支援の実施決定</li> <li>【緊急災害対策本部】数量調整、広域物資拠点の受入体制確認</li> <li>【国交省】リエゾンによる物資要望の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省】物資関係省庁による調達の開始</li> <li>【消防庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省】業界との調整、必要数量の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急災害対策本部】輸送調整</li> <li>【事業者、国土交通省】広域物資拠点まで物資を輸送</li> </ul>								
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】広域物資輸送拠点の開設状況、受入体制の確認(広域物資輸送拠点:都城トラック団地協同組合)</li> <li>【県】拠点施設の管理者及び物流関係団体に対し、拠点業務の支援を要請</li> <li>【県】広域物資輸送拠点を運営するため緊急物資対策チームを編成</li> <li>【県】市町村配分計画に基づき、被災状況に応じた配分量を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】県内の水道事業者間の調整</li> <li>【県】各保健所等により水質検査を実施</li> <li>【水道事業者】応急給水の開始</li> <li>【県】県外からの応援が必要と判断される場合、厚生労働省からの支援について要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】広域物資輸送拠点開設</li> <li>【県】追加物資調達要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】地域内輸送拠点、避難所まで物資を輸送(協定に基づき、宮崎県トラック協会に輸送を依頼)</li> <li>【県】市からの輸送手段確保の要請に基づき、自衛隊等に対して支援を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県】国等に対する物資のブル型支援の要請</li> <li>【県】被害が比較的小さく物資の支援が可能な市町村に対して支援を要請</li> </ul>					
	沿岸部3市	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】給用水用資機材の確保</li> <li>【市】食料、生活必需品の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】応急給水の開始</li> <li>【市】食料、生活必需品の供給及び避難者へ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】食料、生活必需品の供給活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>【市】地域内輸送拠点から各避難所まで物資を輸送(輸送手段が確保できない場合は県災害対策本部に対して手段確保を要請)</li> </ul>						

■ 図表 3.2.3(4) 沿岸部3市(宮崎市・日南市・串間市)の対策活動シナリオ

時期	区分1 (県被害想定)	被災直後～		被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～			
	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	4M～
《燃料供給》	国	【経済産業省】災害時石油供給連携計画の発動 【資源エネルギー庁】系列 BCP 及び連携計画による安定供給体制構築 【資源エネルギー庁】製油所・油槽所、中核給油所の稼働状況確認 (東西オイルターミナル宮崎油槽所、EMG マーケティング宮崎油槽所)	【緊急災害対策本部、資源エネルギー庁】重点継続供給の施設指定、供給体制の確保 【緊急災害対策本部、資源エネルギー庁】燃料輸送・供給体制の確保	【緊急災害対策本部】優先供給施設の特定、需要把握	【緊急災害対策本部】優先供給施設への供給開始	●重点継続供給と優先供給を含む供給対応を継続					
	県	【県】道路管理者による製油所・油槽所へのアクセス道路の優先的通路確保 【県】必要に応じた交通規制の実施 【県】中核給油所等の被災状況の確認 【県】中核給油所等の備蓄による緊急車両等への対応	【県】優先供給施設の燃料需要状況のとりまとめ	【県】優先供給施設の燃料確保 【県】優先供給施設への優先供給の要請	【県】臨時の給油取り扱い設備の設置 (ドラム缶等を利用) 【県】港湾管理者による製油所・油槽所に通じる航路の優先的航路確保 【県】燃料供給施設への燃料供給開始 【県】県内における優先供給施設への燃料供給が逼迫した場合は緊急災害対策本部に対して支援を要請						

参考資料：①「宮崎市地域防災計画」(平成 27 年 5 月 宮崎市)、「日南市地域防災計画」(平成 26 年 6 月 日南市)、「串間市地域防災計画」(平成 27 年 3 月 串間市)、「宮崎市業務継続計画 (BCP)」

【地震・津波編】(平成 25 年 3 月 宮崎市)

- ②「宮崎県地域防災計画 津波災害対策編」(平成 26 年 3 月 宮崎県)
- ③「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画 (平成 28 年 3 月 宮崎県)
- ④「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成 27 年 3 月 中央防災会議幹事会)
- ⑤「災害初動期指揮心得」(平成 25 年 3 月 国土交通省 東北地方整備局)

【検討シート3(1/3)】

■図表 3.2.4(1) 都城市による後方支援活動シナリオ

時期	被災直後～		被災1日後～			被災4日後～	被災1週間後～	被災1ヶ月後～						
	区分1 (県被害想定)	区分2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	2M～	3M～	4M～
災害・被害概況	宮崎市：死者数 3,100 人、負傷者数 8,280 人、建物倒壊に伴う自力脱出困難者 5,400 人、津波による要救助者 6,400 人、建物全壊・焼失 29,000 棟、建物半壊 44,000 棟 日南市：死者数 5,100 人、負傷者数 2,800 人、建物倒壊に伴う自力脱出困難者 190 人、津波による要救助者 0 人、建物全壊・焼失 4,600 棟、建物半壊 8,400 棟 串間市：死者数 820 人、負傷者数 970 人、建物倒壊に伴う自力脱出困難者 10 人、津波による要救助者 440 人、建物全壊・焼失 270 棟、建物半壊 1,500 棟													
沿岸部活動概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の情報収集</li> <li>避難誘導</li> <li>避難所開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県を通じ他自治体へ応援派遣要請</li> <li>避難者へ食料等の配給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開の実施</li> <li>行方不明者の捜索</li> <li>廃棄物集積場所の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの応急復旧本格化</li> <li>救出救助活動の収束⇒遺体捜索へ移行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>徐々に一般車両の通行が可能</li> <li>県、国へ復旧支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興本部設置</li> <li>ライフラインがおおむね復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅入居開始</li> </ul>					
国・県・関係機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備部に対策本部を設置</li> <li>沿岸部3市の避難者の受入れ依頼</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部3市の避難者の受入れ要請</li> <li>官崎県から沿岸部3市の遺体の安置・受入れ要請</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府より後方支援基地として食料の提供開始</li> </ul>					
警察・消防・自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮崎県警機動隊が高城運動公園に到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊が高城運動公園に到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外消防救助隊が高城運動公園へ到着</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>警察・消防・自衛隊の増援部隊到着</li> </ul>								
その他					<ul style="list-style-type: none"> <li>県建設業協会から通行止看板設置・燃料供給について支援要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県外医師会が都城市に到着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の医療チームは都城市から被災地の拠点へ移動</li> </ul>						
都城市	後方支援に関する本部機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生と同時に後方支援活動対策本部を災害対策本部内に設置</li> <li>参集状況を確認のうえ、配備体制を指示</li> <li>後方支援活動拠点の開設を指示</li> </ul> </li> <li>(2) 情報収集・伝達と広報活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信機能の応急対策・復旧を指示</li> <li>情報通信機能の復旧まで紙媒体(情報処理票等)で対応状況を把握</li> <li>全職員集会の実施</li> <li>沿岸部3市からの避難者受入れを指示</li> <li>物資集積・配送拠点、被災地までの輸送ルート確保を指示</li> <li>物資センターの選定し、設置を指示</li> <li>炊き出し活動の実施を指示</li> <li>後方支援活動についての広報活動及び情報提供を開始(広報車、防災行政無線、CATV、マスコミ等)</li> <li>後方支援に関する記録活動の開始</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院等への患者の輸送体制確保を指示</li> <li>後方支援対応のボランティアセンター設置を指示</li> <li>広域応援部隊の割り当て等を計画し、連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内、支援隊、内陸部市町、沿岸部3市の応援調整員より、後方支援活動の状況を本部に報告</li> <li>仮設住宅建設に関わる調査を指示</li> <li>沿岸部3市の避難者の収容状況等の情報収集を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部3市に派遣された連絡調整員より、後方支援活動の状況を本部に報告</li> <li>避難者の入浴支援を指示</li> <li>支援隊に提供可能な事務所、宿泊場所等の調査を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機能回復に係る人的支援ニーズを踏まえ、内陸部市町からの派遣可能職員をリストアップし、沿岸部3市に派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否相談窓口を設置し、問合せへの対応人員を配備</li> <li>沿岸部3市のニーズを踏まえ、HP更新代行を実施</li> <li>ボランティア、支援隊の宿泊等に関する受入窓口を設置(一本化)</li> <li>施設管理者と受入(貸出)ルールを明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各避難所等より避難者名簿を収集</li> <li>安否相談者への対応、行方不明者の整理</li> <li>ボランティアセンター、支援隊からの受入要請に基づき、受付、案内を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安否不明者名簿の閲覧環境を整備</li> <li>みなし仮設住宅の確保を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後方支援に関わる職員の従事体制の縮小を指示</li> <li>職員に人事異動辞令を発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後方支援本部の廃止</li> <li>後方支援連携調整会議(仮)を新たに発足、継続活動を関係機関で共有</li> </ul>			
											<ul style="list-style-type: none"> <li>安否不明者名簿の閲覧を終了、沿岸部3市へ移管</li> </ul>			

赤字：シート1の災害シナリオから引用 青字：遠野市後方支援活動をもとに設定 緑字：追加項目

■ 図表 3.2.4(2) 都城市による後方支援活動シナリオ

【検討シート3(2/3)】

時期	区分 1 (県被害想定)	被災直後～			被災 1 日後～			被災 4 日後～	被災 1 週間後～		被災 1 ヶ月後～			
	区分 2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	2M～	3M～	4M～	
沿岸部 3 市からの避難者受入・支援機能	(1) 避難者の受入・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市の避難者に関する調査を実施</li> <li>●安全な施設から開設し、避難所連絡員を派遣</li> <li>●避難者を受け入れ可能な人数を本部へ連絡 (避難所毎に対応)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市からの避難者受入れ準備開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市からの避難者受入れ</li> <li>●沿岸部 3 市からの避難者の名簿を作成</li> <li>●沿岸部 3 市からの避難者の状況を後方支援活動本部へ集約</li> <li>●自主運営組織を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不足する物資を対策本部に要望</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市からの避難者へアンケートを実施し、個人カルテを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート後の意向の変化について追跡調査(フォローアップ)の開始</li> <li>●全国避難者情報システムを利用し、避難元市町村へ安否情報をフィードバック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所を統合及び閉鎖</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難者の仮設住宅入居に伴い避難所を閉鎖</li> </ul>		
	(2) 炊き出し活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>●炊き出し用の用具と材料の確保</li> <li>●炊き出し人員の確保 (地元女性団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市からの避難者への炊き出し開始</li> <li>●沿岸部 3 市へおにぎりの差し入れ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救援部隊等へおにぎりの差し入れ開始</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●炊き出し規模の縮小</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市からの避難者への炊き出し終了</li> <li>●救援部隊等へおにぎりの差し入れ終了</li> </ul>			
	(3) 入浴支援					<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内入浴施設へ協力要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難者を市内入浴施設へ輸送するバスの手配 (宮崎交通株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難者を市内入浴施設へバスで輸送</li> <li>●ボランティア、支援隊の入浴施設への受入れを開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ライフラインの復旧に伴い入浴支援を終了</li> </ul>			
	(4) 仮設住宅の提供								<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅への入居希望調査を実施</li> <li>●仮設住宅建設候補地の用地確保</li> <li>●みなし仮設住宅の空き部屋確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県が仮設住宅を建設</li> <li>●仮設住宅への入居希望者を募集し、説明会を実施</li> <li>●みなし仮設住宅の修繕を開始</li> <li>●災害ボランティアがみなし仮設住宅の清掃を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●選考委員会を設置し、みなし仮設住宅の入居者を選定</li> <li>●選考委員会を設置し、仮設住宅の入居者を選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設住宅完成、入居開始</li> <li>●仮設住宅入居者へ支援物資を配布</li> <li>●仮設住宅の周辺環境整備</li> <li>●全国避難者情報システムに仮設住宅への入居者の情報を登録し、避難元市町村へ安否情報をフィードバック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サポートセンターを設置し、巡回相談等を実施</li> <li>●地域社会づくりのため集会施設を設置</li> </ul>	
救援物資の受入・仕分け・配送機能	(1) 物資センターの設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物資センターの開設</li> <li>●市内業者から物資購入開始</li> <li>●市内の住民・団体・企業からの物資受入れ開始</li> <li>●物流・交通事業者へ輸送協力を要請</li> <li>●協定に基づき関係業者に物資供給を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物資配送車両の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿岸部 3 市に物資のニーズを確認</li> <li>●沿岸部 3 市へ物資輸送開始</li> <li>●救援物資の仕分け及び在庫管理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民ボランティアの受入れ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所へ物資輸送の開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内高校生、一般ボランティアの受入れ開始</li> <li>●市外からの物資受入れ開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料以外の物資品目の受入れ拡大</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●物流センターの廃止</li> </ul>	
	(2) 給水活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄水場等の被害状況・水質の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水支援等について日本水道協会県支部若しくは九州地方支部と連絡・調整</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設給水栓の設置</li> <li>●支援隊の給水タンク車への給水場所を指示</li> <li>●沿岸部 3 市の避難所で給水を開始</li> </ul>							

赤字：シート 1 の災害シナリオから引用    青字：遠野市後方支援活動をもとに設定    緑字：追加項目

【検討シート3(3/3)】

■図表 3.2.4(3) 都城市による後方支援活動シナリオ

時期	被災直後～		被災 1 日後～				被災 4 日後～	被災 1 週間後～		被災 1 ヶ月後～				
	区分 1 (県被害想定)	区分 2 (大分県参照)	0h～	12h～	24h～	48h～	72h～	96h～	1W～	2W～	1M～	2M～	3M～	4M～
	(3) 燃料の確保及び供給活動	●市内ガソリンスタンドで燃料の確保	●燃料の残量確認、保有車両の使用量確認 ●燃料の使用計画策定 ●被災地へ燃料運搬開始	●市内スタンドの燃料在庫状況調査	●県外の自治体より燃料の受入れ開始 ●民間企業より燃料の受入れ開始 ●災害対応協定の企業より燃料の提供開始									
医療活動機能	(1) 医療・救護支援活動	●都市医師会、保健師等による市内避難所の巡回を開始 ●保健師・助産師・看護師等が避難所を巡回(被災日の夜)	●救護所の開設 ●医療関係物資等の供給を要請 ●医療活動に必要な資機材の支給 ●死亡診断書の作成開始		●日本赤十字社の医療チームが、都城市を拠点に被災地支援活動を開始					●避難所において歯科医療を実施 ●沿岸部3市における在宅被災者における健康観察を実施	●保健師・助産師・看護師等による市内避難所における健康管理活動を終了			
衛生活動機能	(1) 遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ	●市斎場の施設点検を実施	●市斎場の稼働を再開し、火葬受入れを開始	●遺体管理に必要な資機材の調達										
	(2) 防疫・保健衛生対策				●保健衛生対策の実施を行う	●沿岸部3市の避難所で健康相談・栄養相談を実施			●感染症予防のため、臨時予防接種及び予防教育を実施					
	(3) し尿・ゴミ処理対策		●備蓄品、救援物資について食品衛生管理を行う	●被災地のし尿汲み取りの協力 ●沿岸部3市の被災地に仮設トイレを設置	●処分場の残余容量を把握し、沿岸部3市のゴミの受入を実施									
ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能	(1) ボランティアの受入・活動支援	●本部の指示を受け、被災地状況や支援ニーズを確認		●ボランティアセンターの設置を要請 ●災害ボランティアを送迎	●ボランティアの募集・受付等の運営を支援	●必要な物資等を調達し、提供 ●受入施設(入浴、宿泊等)リストを作成			●ボランティア情報センター(SA)で活動場所・内容等を提供					
	(2) 支援隊の受入・活動支援			●受入体制等を協議・決定	●受入施設の被災状況を確認 ●受入施設リストを作成	●支援隊等の受入窓口を設置し、広報 ●受入施設への案内、施設利用ルール等を説明			●入浴サービスの提供(施設以外)	●自治会等による支援活動、交流活動を実施				
	(3) 広域応援部隊(消防)の受入・活動支援		●広域応援部隊への駐車場や休憩場所の割り当て等を計画 ●県の指示を受け、広域応援部隊を誘導	●車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の必要な支援を実施 ●県の情報収集等を支援										

赤字：シート1の災害シナリオから引用 青字：遠野市後方支援活動をもとに設定 緑字：追加項目